

## 第4部 復旧・復興対策

### 第1章 復旧対策

#### 第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

##### 1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

##### 2 災害弔慰金等の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が全壊した世帯</li> <li>・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体)</li> <li>・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</li> </ul>		基礎支援金(50万円～100万円)と、 加算支援金(50万円～200万円)の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円～350万円を限度)
	住宅または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる資金)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付(150万円を限度)

横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)	・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外	支給 (1万～10万円)
------------------------------------	---	-----------------

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」に沿って、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分します。

### 3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

<市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等>

1 個人市民税（県民税を含む。）の減免
2 固定資産税及び都市計画税の減免
3 市税の延滞金の減免
4 市税の納期限の延長
5 市税の徴収猶予
6 国税の特別措置
7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9 児童福祉施設措置費の減免
10 保育所の保育料の減免
11 老人ホーム入所に伴う費用徴収
12 水道料金等の免除
13 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14 一般廃棄物処理手数料の減免
15 市営住宅使用料の減免
16 放送受信料の免除
17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

## 第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

### 1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅又は民賃借上仮設住宅によるものとし

ます。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 災害救助補法が適用された場合の本市の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

## 2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者における優先順位を設定する。加えて、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

## 3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区本部と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

## 4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

### 第3節 解体廃棄物（解体廃棄物・有害廃棄物）の処理

1 倒壊した建物の解体作業や解体作業により生ずる解体廃棄物の収集運搬・処理処分については、次のとおり行うものとします。

(1) 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が行うものとし、解体経費を本市が負担します。

(2) その他の事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
その他の事業者	所有者・管理者	所有者・管理者	所有者・管理者

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援するものとし、解体、収集運搬及び処理処分経費を本市が一部若しくは全部を負担します。

2 解体作業及び収集運搬は、本市が必要と認めた場合、区本部長は市民より提出される解体撤去申請を受け付けます。

3 区本部は被災状況等の各種情報を市本部長に報告します。市本部はそれらの各種情報から市内の解体廃棄物発生量を推計し、家庭系ごみの処理計画を踏まえて解体廃棄物等の処理計画を策定します。なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先とします。

## 第2章 罹災証明書

区長は、「災害対策基本法」に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に準拠した「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付します。

### 第1節 被害認定調査

#### 1 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目以降から、罹災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

#### 2 被害認定調査業務の分担

	担当部署	業務内容
倒壊建物等	財政局政務班	<ul style="list-style-type: none"><li>被害認定調査に関する全市的な調整</li><li>市の被害認定調査方針等の決定及び広報</li><li>各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口</li><li>各区の被害認定調査実施状況の把握</li><li>平常時における研修実施</li></ul>
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none"><li>被害状況の調査に関すること</li><li>区の調査方針の決定</li><li>調査体制の決定</li><li>広報</li><li>被害認定調査（第1次、2次調査）の実施</li><li>判定結果の集計と報告</li><li>被害認定調査に関する窓口</li></ul>
火災・消火損	消防地区本部	

### 第2節 罹災証明書

#### 1 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請により交付するもので、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書の交付は、発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明書を優先して交付します。

## 2 罹災証明関係業務の分担

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	泉消防地区本部	泉消防署長
倒壊建物等	泉区本部	泉区長

※火災による被害と地震による揺れによる被害が混在している場合には、消防署長と協議のうえ、罹災証明書を発行します。

## 第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

泉区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。